

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 専利法改正案（草案）に対して、パブリックコメントを募集

全国人民代表大会は、専利法改正案（草案）を公表し、広くパブリックコメントを募集しています。専利法改正案（草案）の内容(中国語)は、下記ウェブサイトをご覧ください。

なお、パブリックコメントの締め切りは、2008年10月10日です。

[http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/2008-08/29/content\\_1447388.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/2008-08/29/content_1447388.htm)

【最新ニュース・クリッピング】

○法律・法規等

1. 「独占禁止法」1日から施行 知財権保護を排除しない（人民網 2008年8月1日）
2. 国務院、特許法の改正草案を可決（国家知識産権網 2008年7月31日）
3. 安徽、有名ブランドを立法で保護へ 商標侵害は罰金10万も（安徽商報 2008年7月31日）
4. 全人代、特許法の修正案を審議へ（国家知識産権網 2008年8月19日）
5. 「特許法」改正案に意見続々、全人代審議で（国家知識産権網 2008年8月28日）

○中央政府の動き

1. 工商総局 サービス業の発展をサポートする文書を発布（国家知識産権網 2008年8月1日）
2. 報道出版当局 職責・内部機関・人員に関する規定発表（新聞出版総署ウェブサイト 2008年7月26日）
3. 工商当局、独占・不正競争の対策部署を新設（中国証券報 2008年7月25日）
4. 広州の輸出商品交易会、商務部が08年全面改革へ（商務部ウェブサイト 2008年8月7日）
5. カラオケ著作権料、新徴収基準を公布 上海が最高（南方日報 2008年8月7日）
6. 五輪番組の海賊版対策チーム 多部門連携で発足（新華社 2008年8月6日）
7. 知財当局、政治協商会議からの提案を受け調査活動（2008年8月14日 国家知識産権網）
8. 文化部、オリジナルの漫画・アニメ支援へ意見（国家知識産権網 2008年8月20日）
9. 国家版權局：五輪開幕から3日、番組の違法配信1600件超（中国新聞網 2008年8月16日）
10. SIPO、知的財産権保護支援センター32カ所を増設（国家知識産権網 2008年8月15日）
11. 中科院院長、3G通信規格「TD-SCDMA」の世界進出を宣言（新華網 2008年8月28日）
12. 中韓が共同コミュニケ 知財保護含め協力強化へ（国家知識産権網 2008年8月28日）

13. 科技部 独自開発への金融支援で招商銀行と提携（中国証券報 2008年8月26日）

#### ○地方政府の動き

1. 中国本土・香港の経済緊密化協定、知財協力盛り込む（国家知識産権網 2008年7月31日）
2. 上海、知財戦略綱要めぐり国内初の評価報告（中国新聞網 2008年8月7日）
3. 厦門 海外16ブランドの偽造品 税関で摘発・押収（2008年8月14日 新華網）
4. 浙江省関係者：廉価商品の生産と知財侵害、イコールにあらず（新華網 2008年8月13日）
5. 四川省 洋酒の偽造で6人が有罪 厳重処罰に仏大使から礼状も（華夏酒報 2008年8月20日）
6. 日本人観光客が偽造品所持 出国審査で没収 杭州税関（国家知識産権網 2008年8月27日）
7. 広州：自然科学学会と中小企業が提携（新華網 2008年8月27日）

#### ○司法関連の動き

1. 独占禁止法民事訴訟が知財法廷で審理、最高裁（国家知識産権網 2008年8月1日）
2. 渡辺淳一氏の海賊版訴訟、契約の有無が係争の焦点に（東方早報 2008年08月6日）
3. 仏ダノンと娃哈哈、商標めぐる争いに決着（新文化報 2008年8月6日）
4. 中国中央テレビ、五輪めぐり2件の知財訴訟（2008年8月14日 毎日経済新聞）
5. 上海、知財審判の強化対策打ち出す（人民法院報 2008年8月21日）
6. 初の最高検察院による特許案件の控訴審に決着（国家知識産権網 2008年8月26日）

#### ○統計関連

1. 遼寧省 上半期の特許出願件数が大幅に増加（国家知識産権網 2008年8月14日）
2. 植物新品種の出願が5000件突破（知識産権報 2008年8月19日）

#### ○その他知財関連

1. カラオケ著作権のライセンス料 徴収窓口を明確化（北京青年報 2008年7月25日）
2. デジタル家電規格「IGRS」、国際規格に認定（法制日報 2008年8月7日）
3. モトローラ：中国移动とGSMネットワーク拡張協議に署名（商務部ウェブサイト 2008年8月7日）
4. 特許めぐり対立 東芝、TCLとの合弁を解消（2008年8月14日 京華時報）
5. 第2回中国ブランド祭が北京で開幕（新華網 2008年08月12日）
6. 特許戦略を強化 中国のネット企業が動き出し（知識産権報 2008年8月18日）
7. 2008国際著作権博覧会、10月に北京で開催（北京青年報 2008年8月28日）

---

#### 【ニュース本文】

#### ○法律・法規等

##### ★★★2. 国務院、特許法の改正草案を可決★★★

温家宝総理が7月30日に招集した国務院常務会議は、「中華人民共和國専利法」（専利は特許、実用新案、意匠の総称）の改正案を審議し、原則可決した。改正案は修正の上、全国人民代表大会（全人代）常務委員会での審議に送られる。

国家知識産権局は2006年12月27日、國務院法制弁公室に改正案の審議用草稿を提出。法制弁公室は検討や修正を重ねた上で、今回の改正案を作成した。

同改正案の内容は▽特許等の認定基準の引き上げ▽特許等の技術普及・運用の促進に関する条項の追加▽特許権の保護強化、権利所有者の権利乱用の防止による権利所有者・社会的利益のバランス確保▽締約済み国際条約に基づく権利行使——などが含まれる。「立法法」に基づき、改正案は全人代常務委での3回の審議を経た後、2009年上半期にも成立する見通し。（国家知識産権網 2008年7月31日）

#### ★★★4. 全人代、特許法の修正案を審議へ★★★

第11期全国人民代表大会（全人代）常務委員会第8回委員長会議が8月18日午前、吳邦国委員長の招集により、北京の人民大会堂で行なわれ、全人代常務委員会第4回会議を8月25～29日に北京で開催することが決定した。また、全人代常務委第4回会議の議案として「専利法（特許法）」の改正案審議などが提案された。

「専利法」改正案は「立法法」に基づき、全人代常務委員会での審議に入る。同改正案は7月30日の國務院常務会議ですでに原則承認されており、全人代常務委員会での3回の審議を経て、2009年上半期にも成立する見通し。（国家知識産権網 2008年8月19日）

#### ★★★5. 「特許法」改正案に意見続々、全人代審議で★★★

第11期全国人民代表大会（全人代）常務委員会第4回会議は8月27日午前の分科会で、「専利法（特許法）」改正案の第1回審議を行った。

林強委員は分科会で、特許等の侵害の再犯に対する処分手続きの簡素化を主張。人民法院（裁判所）や特許行政当局が下した侵害行為認定の判決・決定が発効した後、処分対象者が同様の侵害行為を繰り返した場合、特許行政当局が直接行政処分を下し、罰金を命じられるようにすべきだとした。

宋法棠委員は特許権侵害案件の決着が長期化する現状について、技術者の労力が訴訟に費やされる結果、特許等の産業化が阻害されるばかりか、技術革新そのものにも影響が及ぶと指摘。同問題は改正の難しいポイントであり、トラブルに際して双方の交渉で合意が得られない場合は直接訴訟に持ち込み、人民法院での調停や判決に委ねるべきだとした。

倪岳峰委員は、改正案第21条が国外への特許出願時の機密保持審査を義務づける一方、審査結果には言及していないと指摘。条文を「いかなる組織または個人も、中国で行われた発明について外国へ特許を出願する場合、國務院の特許行政当局による機密保持審査に合格しなければならない」と修正すべきだと述べた。（国家知識産権網 2008年8月28日）

#### ○中央政府の動き

##### ★★★1. 工商総局 サービス業の発展をサポートする文書を発布★★★

国家工商総局は先日、「サービス業の発展を促進するための若干意見」を発布し、各地の工商管理部門に対し、サービス業の発展を促進するよう積極的に業務展開し、市場の監督管理を強化し、サービス業者の商標、商号を侵害する行為を厳重に取り締まるよう求めた。

同「意見」では、各地の工商管理部門が馳名・著名の役務商標の認定と保護を強化しなければならないとされたほか、サービス企業の国外における商標登録・保護について、現地法律と国際ルールを活用する企業の権利維持活動を支援し、「海外進出」戦略と国際化経営において商標登録・保護の役割を生かすことも求められている。また、国外における商標権利維持基金の設立を働きかけ、「非中国製造」など中国のイメージを損ねるような

商標の外国登録を断固として反対すると指摘した。

知的財産権など非貨幣性資産の出資について、同「意見」は、各地の工商部門が非貨幣性資産の出資によるサービス企業の設立を支持するよう求め、その比率は最高で登録資本の70%に達することができる」と明確に規定した。（国家知識産権網 2008年8月1日）

### ★★★7. 知財当局、政治協商会議からの提案を受け調査活動★★★

国家知識産権局、人民政治協商会議全国委員会（全国政協）提案事務室、財政部に提案者を加えた調査チームがこのほど、全国の一部地域で知的財産権の保護支援メカニズムに関する調査研究に着手した。調査は陳雅堂・全国政協委員が提出した「知的財産権の法律支援メカニズム構築に関する提案」を受けたもの。

同提案は、知財関連の公共サービス資源の統合や、知財関連法規に関する投資拡大などを呼びかけている。国家知識産権局が開催している知的財産保護支援活動とも密接に関連するため、参考価値が高い。全国政協提案事務室や財政部の承認を受け、知識産権局は同提案を重点提案と位置づけ、対応を進める構えだ。（2008年8月14日 国家知識産権網）

### ★★★8. 文化部、オリジナルの漫画・アニメ支援へ意見★★★

文化部はこのほど、「アニメ・漫画産業の発展支援に関する意見」を発表し、国内のオリジナル作品を積極的に支援する方針を打ち出した。

同意見は、中国のアニメ・漫画作品の数と質ともに大幅に強化し、知的財産権を持つイメージやブランドの育成を図る必要を指摘。さらに、市場の監督・管理の強化による知的財産権保護のほか、公平な市場競争秩序の確保に向け、不法営利活動に対する取り締まりや合法経営の保護を打ち出した。アニメ・漫画に関する知財保護に大きく貢献した個人や団体への表彰・奨励制度も盛り込まれている。（国家知識産権網 2008年8月20日）

### ★★★10. SIPO、知的財産権保護支援センター32カ所を増設★★★

国家知識産権局（SIPO）はこのほど、第二弾として32の省や市の知識産権局による知的財産権保護支援センターの設立を許可した。これにより、国家知識産権局が許可した知的財産権保護支援センターは42カ所となる。

今回設立が許可された知的財産権保護支援センターは次のとおりである。

省レベル：北京、河北、山西、内モンゴル、上海、安徽、福建、江西、広東、広西、雲南、貴州、陝西、甘肅、寧夏、新疆の16の省。市レベル：ハルビン、無錫、常州、蘇州、寧波、済南、青島、東營、洛陽、新郷、武漢、宜昌、湘タン、スワトウ、海口、成都の16の市。

国家知識産権局は2007年11月、国家知的財産権戦略の実施と知財保護の強化を目指し、地方の知財局に知的財産権保護支援センターを設立することを決定した。2008年5月、第一弾として10カ所の知的財産権保護支援センターの設立を許可した。現在、中国（湖北）知的財産権保護支援センターはすでに正式に運営を始めている。国家知識産権局はこれから、各支援センターに対する指導、監督、サポートをいっそう強化する構えだ。（国家知識産権網 2008年8月15日）

### ★★★12. 中韓が共同コミュニケ 知財保護含め協力強化へ★★★

胡錦濤国家主席は8月25、26の両日、韓国の李明博大統領の招きを受け、同国を公式訪問した。両国は25日、ソウルで「中韓共同声明」を発表。知的財産権を含め経済貿易分野での協力を強化し、関係発展を推進することで合意した。

共同声明には、両国の年間貿易額2000億ドルを当初目標より早い2010年までに実現す

るため、▽貿易投資の利便化▽品質検査や検疫▽貿易救済措置▽知的財産権——などの分野で協力を強化することが盛り込まれている。（国家知識産権網 2008年8月28日）

## ○地方政府の動き

### ★★★1. 中国本土・香港の経済緊密化協定、知財協力盛り込む★★★

中国本土と香港は7月29日、香港で「経済貿易関係緊密化協定（CEPA）第五追加協定」を締結した。同追加協定は、知財保護分野の協力のほか、「ブランド協力」を貿易投資利便化の新たな協力分野として盛り込んだ。

第五追加協定は、商標分野における交流・協力の強化を規定。国家工商行政管理総局商標局と香港知識産権署が共同で商標作業連携チームを設け、常設の連絡機関として、中国本土と香港間の商標登録・商標保護に関する交流や協力の強化を図る。

調印式では、商務部の姜増偉副部長と香港特別行政区政府財政司の曾俊華司長が協定に署名。協定は2009年1月1日から発効する。

今年1～6月、中国本土と香港の輸出入総額は970億ドル（前年同期比8.0%増）に達した。香港から本土への直接投資プロジェクトは6900件、投資額は233億9000万ドル（実行ベース）に上る。（国家知識産権網 2008年7月31日）

### ★★★6. 日本人観光客が偽造品所持 出国審査で没収 杭州税関★★★

「あなた方がお持ちの商品はニセモノ商品です。税関は中国税関法に基づき、観光客が持っている知的財産権侵害となるような商品を没収する権利があります。」——香港の映画スター、ジャッキー・チェンの出演による、知的財産権の税関保護の広告映像「ニセモノ海賊品にノー」に登場する場面さながらのニセモノ摘発がこのほど、杭州・蕭山空港で実際にあった。

同空港の税関は8月21日、出国審査を受けている日本人観光客の手荷物から、知的財産権の侵害にあたる偽のブランド時計を発見。係員が中国の知財保護政策を根気よく説明すると、観光客は主旨を理解し、これら偽造品の国外持ち出しを断念した。

偽造品を所持していたのは、日本・大阪行きのNH952便に搭乗する40歳くらいの日本人男性。同日昼、杭州税関の係員は旅行カバンとトランク各1個を手荷物として携え、通関手続きを受けている男性に注目し、透視検査装置での検査を求めたところ、トランク内には腕時計と見られる物品がバラバラに詰められていた。開封検査で「ロレックス」、「カルティエ」などのブランドマークの入った腕時計の偽造品が計15点みつかった。観光客によれば中国の夜店で購入したもので、親戚や友人に贈るつもりだったという。

杭州税関の担当者は、国外観光客が中国で購入した偽造品等を国外に持ち出さないよう、税関は出国審査での摘発を強化している。日本人観光客の所持していたブランド時計の偽造品はすでに没収され、税関は踏み込んだ調査を進めている。（国家知識産権網 2008年8月27日）

## ○司法関連の動き

### ★★★1. 独占禁止法民事訴訟が知財法廷で審理、最高裁★★★

「中華人民共和国独占禁止法」が2008年8月1日より実施された。これを受け、最高人民法院（最高裁）がこのほど通達を出し、各級の裁判所における知的財産権案件の担当部署に対して、知的財産権の濫用を含む各種類の独占禁止法違反にかかわる民事訴訟を適切に審理するよう求めた。

独占禁止法は知的財産権濫用の抑止、知的財産権の保護とは密接につながっており、不正競争防止法と同じく競争法の範疇に属している。今年4月1日より施行された「最高人民法院民事案件事由規定」では、独占・不正競争をめぐる紛争が同じ条文に規定され、知

的財産権紛争の範囲に纏められている。これに基づき、各級の裁判所における知的財産権法廷が独占禁止法違反に係わる民事訴訟の審理を担当することになった。（国家知識産権網 2008年8月1日）

#### ★★★6. 初の最高検察院による特許案件の控訴審に決着★★★

北京市高等法院の審判監督法廷は、「創造性」の評価基準をめぐる最高検察院の控訴を受けて審理を行い、国家知識産権局専利復審委員会（JPO 審判部に相当）が出した第5528号特許無効宣告請求審査の決定を支持する判断を下した。最高人民検察院の特許行政審判に対する控訴案件としては、初のケース。

争点の特許は、発明特許番号第CN99114212.8号。専利復審委員会は2003年10月15日、同特許が無効審判請求されたことを受けて審査を行い、「同特許の権利請求項3-6は創造性を備えていない」と認定。一審の北京市第一中院においても同特許を無効とする専利復審委員会の判断が支持された。しかしその後の北京市高院第二審判判決では、「創造性が認められる」との判決が下り、同特許を無効とする判断が撤回された。

最高人民検察院は、北京高等法院の二審判決に対し、特許の創造性を示す主たる証拠が不足していたとして、行政訴訟法第64条に基づき最高人民法院（最高裁）に控訴した。審判監督手続きに基づき、北京市高等法院の審判監督法廷は当案件について再度審査を行い、審査結果を発表した。

最終的に北京市高等法院の審判監督法廷は、専利復審委員会による創造性判断基準や権利請求範囲の解釈を支持する判決を下した。今回の判決は今後の特許審理に影響を及ぼす可能性があると思われる。（国家知識産権網 2008年8月26日）

#### ○統計関連

##### ★★★1. 遼寧省 上半期の特許出願件数が大幅に増加★★★

遼寧省の専利出願件数が2008年上半期には全国で八位にランクされている8,342件で、去年の同時期より35.5%増加した。2008年6月末までに同省の出願件数は累計169,194件に達している。

三種類別に見れば、特許出願は同19.7%増の2,568件で、実用新案は4,775件で同44.7%増加し、意匠権の出願も999件に達し、40.1%の増加率を記録した。全体のうち、職務出願は同31%増の3,108件で、非職務出願は38.3%増の5,234件であった。

登録の状況については、今年上半期には三種類の権利の合計は4,394件で、六月末現在までに累計84,973件が登録された。（国家知識産権網 2008年8月14日）

---

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権部

北京市建国門外大街甲26号長富宮弁公樓7003 郵編100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : [post@jetro-pkip.org](mailto:post@jetro-pkip.org)

発行人 : JETRO 北京センター知的財産権部 部長 谷山 稔男

---

※国家知識産権網に掲載された記事を翻訳し本メールマガジンで送信することに関して、

著作権者である国家知識産権局（SIPO）より許諾を得ております。

※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信 <https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

変更・停止 <http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

=====  
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved